

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和6年5月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
下早川地区公民館	糸魚川市大字上覚22 番地2	多目的研修室	115.68 (旧 104.11)	令和6年4月19日
		学習研修室	126.42 (旧 118.98)	
大野地区公民館	糸魚川市大字大野 2303番地1	1階研修室	69.80 (旧 104.80)	令和6年4月19日